

# 無料の出張相談を

毎月第1、3金曜日を開催しています

場所 二本松商工会議所

時間 午後1時～5時

改正法が順次施行・適用されています。対応は済んでいますか？

○年休(年次有給休暇)5日の時季指定義務

○時間外労働の上限規制

原則月45時間、年360時間

臨時的な特別の事情 年720時間、単月100時間未満、複数月80時間

○子の看護休暇・介護休暇、1時間単位の取得

○障害者法定雇用率 2.3% 43.5人以上

○同一労働同一賃金 正社員とパート・有期雇用労働者の均衡・均等待遇

○70歳までの就業機会確保措置(努力義務)

○テレワークの推進と副業・兼業の促進

令和4年(2022) パワハラ防止

女性活躍「一般事業主行動計画」の策定・届出 101人以上

令和5年(2023) 月60時間超の時間外労働割増率 50%

令和6年(2024) 時間外労働上限規制猶予措置廃止

建設業 災害復旧・復興を除き上限規制すべて適用

自動車運転業務 上限年960時間へ

これらの他に就業規則の作成・見直し、その他労務管理、助成金の活用等の相談、また事業所を訪問する専門家派遣も無料で支援を行っています。

二本松商工会議所 TEL 0243-23-3211

福島働き方改革推進支援センター TEL 0120-541-516

## 相談申込書

福島働き方改革推進支援センター 行

FAX 024-533-2380

会社名等	相談予約 (希望時間に○をつけてください)		
	月	日( )	13:00 14:00 15:00 16:00
役職氏名	TEL		
住所	〒		
(相談内容)			